

占領下の出版物検閲と児童文学 —全文削除を命じられた作品をめぐって—

谷 暎 子

目 次

はじめに

占領下の出版物検閲
 プランゲ文庫所蔵の児童書
 検閲で全文削除を命じられた作品
 をめぐって

1. 巖谷小波・「尚武の蟲」
2. 鈴木三重吉・「少年王」
3. 秋田雨雀・「古戦場の柳」
「ネプタ祭」
4. 宮沢賢治・「蟻ときのこ」
「烏の北斗七星」
5. 新美南吉・「耳」
6. 円地文子・「百合若」
「曾我兄弟」

おわりに

はじめに

GHQ/SCAP は占領下の1945年から1949年まで、あらゆるメディアの検閲を行っていた。新聞、雑誌、図書などの出版物はもちろんのこと、映画、演劇、紙芝居などのメディア、そして郵便、電話などの通信手段にも及んだ。検閲を通して GHQ/SCAP は占領政策に必要な情報を収集し、言論を統制していたのである。

検閲に例外はなく、児童書も検閲にパスしなければ出版できなかった。検閲が終って50年余を経たが、児童出版物検閲についての研

究は緒についたばかりである。児童文学・文化史では、占領期は「空白期」とも言われてきた。占領期に出版された児童新聞、雑誌、児童書などの原資料は散逸し、その全容さえ把握できていない。児童書は長いこと図書館でも収集対象ではなかったため、地元の児童出版物でさえ保存されていないことが多い。

検閲の実体を解明するには、検閲した側と検閲された側の調査が欠かせない。検閲した側の資料は、検閲済みの原資料を所蔵している米国・メリーランド大学プランゲ文庫、GHQ/SCAP の文書を所蔵する米国・国立公文書館での調査が可能である。しかし、検閲された側の調査は至難である。当時、児童出版物の刊行に関わった出版社の多くは現存しない。また検閲に関わった出版人や作家も故人となった方が多く、検閲に関する証言や資料も残されていないからである。

プランゲ文庫で検閲済みの児童書やゲラ刷の調査を行い、全文削除作品のあることが判明した。本稿では全文削除の処分を受け、単行本に収録できなかった作品を取り上げる。その際、どのような作品が全文削除を命じられたのか。その理由は何かを探ること。検閲処分を受けた出版社・編集者などが検閲にどのように対応したのか、を明らかにすることを意図した。これらの調査を通して、検閲する側、される側の問題を指摘し、児童検閲の全容解明につなげたいと考えている。

キーワード：児童文学、占領期、検閲、GHQ

I. 占領下の出版物検閲

GHQ/SCAPによる出版物検閲は、1945年9月に始まり1949年10月まで続いた。検閲開始時期は、出版物の種類や地区検閲局により若干異なっている。

検閲は、⁽¹⁾CIS = 民間諜報局の下にある⁽²⁾CCD = 民間検閲局の任務であった。実際に出版物検閲を担当したのは、⁽³⁾CCD内のPPB = 出版・映画・放送課である。検閲は4カ所の地区検閲局で実施された。当初は東京(第1地区)、大阪(第2地区)、福岡(第3地区)に、そして1948年10月には第4地区として札幌に設置されている。

図書の事前検閲は1945年10月に始まり、1947年10月に事後検閲に移行した。出版社は事前検閲ではゲラ刷2部、事後検閲では刊本2部に検閲届を添えて民間検閲局に提出し検閲を受けたといわれている。

出版物検閲の基準となったのは、「日本出版法」= Press Code for Japan(資料1)である。他に検閲の実務を担当した検閲要員・Examinerや検閲官・Censorが指針にしたものに、「キ・ログ」= Key Logや「掲載禁止・削除理由の類型」= Categories of Suppressions and Deletion(資料2)などがあつた。

提出されたゲラ刷や刊行本はExaminerが下読みし、「日本出版法」などに抵触すると判断した場合は、該当部分を英訳しコメントを添えて現場監督者に提出。実際に「削除」などの決定を下すのは、米国人のCensorであつた。Examinerには、英訳などができる日本人が多数雇用されていたという。

検閲にパスすると出版できたが、事前検閲で違反に問われた場合は、「削除」= Delete、「発行禁止」= Suppress、「保留」= Holdなどの処分を受けた。事後検閲では事前検閲にはない「不適切」= Disapproveという処分が見られる。「不適切」とされた児童書も市販されているので、実際にどのような処分だった

のかは、今後の事例研究に待たねばならない。

II プランゲ文庫所蔵の児童書

CCDに保管されていた検閲済みの出版物は、現在、メリーランド大学プランゲ文庫に所蔵されている。メリーランド大学で歴史学を講じていたプランゲ博士は、1946年来日しCIS・歴史課の責任者として仕事をしてきた。博士は検閲済みの出版物に着目し、出版物の譲渡を交渉。上部の許可を得てメリーランド大学に送付したと伝えられている。メリーランド大学はプランゲ博士の功績を記念し、1978年にプランゲ文庫(The Gordon W. Prange Collection)と命名した。

プランゲ文庫には、占領検閲期に全国各地で刊行(非営利の出版物を含む)された新聞、雑誌、図書・パンフレット、報道写真、地図、楽譜、ポスターなど多様で膨大な検閲済の出版物が保存されている。

図書の中には書誌の整理を終えた8,021タイトル、9,905冊の児童書が含まれている。筆者は1995年にメリーランド大学の客員研究員として、プランゲ文庫所蔵児童書の書誌的整理を担当し、その後も目録作成に携わってきた。2004年秋には、書誌情報、検閲情報を収録した『ゴートンW. プランゲ文庫児童書目録』が出版される予定である。児童書には読み物、絵本、漫画などが含まれていて、その内訳は次のようである。

読み物	4,262タイトル	5,425冊
絵本	1,602タイトル	1,924冊
漫画・絵物語	2,072タイトル	2,450冊
その他	85タイトル	106冊

日本国内には、プランゲ文庫の児童書コレクションに匹敵する資料を所蔵する機関はない。国際子ども図書館が行った調査では、プランゲ文庫所蔵児童書の国内主要児童書専門

⁽⁴⁾機関の所蔵率は、読み物で約6割、絵本が3割、漫画が2割だという。この数字をみても、プラング文庫所蔵児童書が如何に貴重なものかを知ることができる。占領検閲期の児童文学・文化を読み解く資料としてはもちろんのこと、日本の児童文学・文化史研究にとっても図り知れない価値をもつといえよう。

Ⅲ 検閲で全文削除を命じられた作品

検閲で「削除」などを命じられた児童読み物は、2003年月11月時点で冊数にして49、作品数だと55となる。本稿では、その中から全文削除を命じられた作品をとりあげたい。9つの作品だが、次のような共通点がある。著名な作家の作品であること。いずれも戦前戦中に執筆・出版されていること。占領下の検閲で全文削除を命じられ、出版予定の児童書に収録されなかったことである。

削除理由を探るには、検閲文書の探索が欠かせない。プラング文庫には、9作品の検閲文書は所蔵されていない。GHQ/SCAPの検閲文書を所蔵する米国・国立公文書館でも調査したが、全文削除作品についての検閲文書は発見できなかった。そもそも検閲文書が、どこに所蔵されているのかも定かではないし、公文書館に所蔵されているかどうかも確かではない。次に9作品の内容、ゲラ刷や児童書に残されている検閲の痕跡、9作品の所収本について、出版の軌跡を辿り検閲の実体に迫ってみたい。

1. 巖谷小波・「尚武の蟲」

所収本：『小波童話名作集』

編者：巖谷栄二

出版社：主婦之友社（東京）

出版年月日：1945.12.10

検閲番号：203

検閲年月日：1946.3.6

巖谷小波（1870～1933）は、明治期に「お伽噺」の呼称を定着させたことで知られる。作家としてはもちろんのこと、少年雑誌の編集者、口演童話家として明治期から昭和の初期まで活躍した作家である。

『小波童話名作集』は、児童文学研究者で小波の次男・巖谷栄二が編んだ。18編が収録された名作集の初版は、1942（昭和17）年3月3日である。戦後版は初版の紙型を使ったと思われるが、「尚武の蟲」が収録されていない。

プラング文庫には、CCDにゲラ代わりに提出された初版本の「尚武の蟲」が保存されている。ただし該当頁（215～228頁）だけで、どの頁にも削除を意味する大きなバツ印がある。刊行本には「尚武の蟲」はなく、代わりに「なんにも仙人」が収録されている。出版社は、指示通り「尚武の蟲」を削除していたことがわかる。

「尚武の蟲」の初出は、1902（明治29）年の『少年世界』第2巻第9号である。主人公の太郎は大の軍人好きで、武張った尚武的なことが何よりも好きな子ども。風変わりな端午の節句にしようとして「尚武主義の虫にはご馳走する」と書いた立札を庭に出す。立札を見て「かぶと虫」「よるい蝶」「くつわ虫・騎兵」「蛭・歩兵」「蜘蛛・工兵」「蟻・輜重兵」「尺取虫・測量」「金ぶん・砲兵」「とんぼ・勝虫」など尚武主義の虫たちが次々と節句にやってくる話である。

主人公の太郎が軍人好きの尚武主義であること、虫たちが「いかに自分が尚武的か」を太郎にアピールする。そうした話の内容や虫たちが強調した騎兵、歩兵、工兵、輜重兵、砲兵などの用語も含めて、「封建思想の賛美」「軍国主義宣伝」作品と判断されたと思われる。

2. 鈴木三重吉・「少年王」

所収本：『救護隊』

出版社：国民図書刊行会

出版年月日：1947年5月20日

検閲番号：A - 1949

検閲年月日：1947年6月5日

鈴木三重吉(1882~1936)は、1918(大正7)年7月に児童雑誌『赤い鳥』を創刊。主宰者として芸術的な童話、童謡、童画、音楽を目指して活動を展開すると同時に、子どもたち自身が感じ考えたことを表現させた。綴方、自由詩、自由画などの表現活動を育てるなど、児童文化の質的向上に大きく貢献した作家である。

三重吉自身の童話には外国の童話の再話が多いが、ノンフィクションにも力を注いだ。

「少年王」はスエーデンのカル十二世の生涯を描いたノンフィクションで、『赤い鳥』の1920(大正9)年10月号に掲載された。後に単行本に収録されたが、戦後版は国民図書刊行会の『少年王』に収録されるはずだった。

ブラング文庫に所蔵されているのは、目次と「少年王」・該当頁のゲラ刷である。目次のゲラ刷には「少年王」が線で囲まれ上欄に「delete」、さらに上欄右端には「少年王、目次、装幀、まえがき、本文1~16」の書き込みがある。しかし目次には「救護隊」はない。また本文ゲラ刷・68頁上欄には「P67~104 SUPPRESS」と書き込まれ、頁ごとに大きなバツ印がある。

これら検閲の痕跡から、この本の書名は『少年王』として企画されたこと。しかし「少年王」が全文削除を命じられたため、代わりに北極探検家ケインを描いたノンフィクション「救護隊」を収録し、書名を『救護隊』に変えて出版したことが読み取れる。

「少年王」の削除理由は推測し難い。史実に基づいた作品であり、ロシアとの北方戦争を戦ったカル十二世を描いたことが、「ロ

シアと西欧諸国の対立に関する論評」とでも解釈されたのではないかと考える。

3. 秋田雨雀の「古戦場の柳」と「ネプタ祭」

所収本：『太陽と花園』

出版社：二葉書店(東京)

出版年月日：1947.2.25

検閲番号：6654

検閲年月日：1947.6.4

秋田雨雀(1883~1962)は劇作家、社会思想家、エルペランティストとして知られる。雨雀が童話を書きはじめたのは明治43年で、精力的に作品を発表したのは大正9年から11年までの3年間だったという。『太陽と花園』の初版は、この時期に出版されている。

1921(大正10)年7月 精華書院

*収録作品10編

1942(昭和17)年10月 フタバ書院

*収録作品16編

1947(昭和22)年2月 二葉書店

*収録作品14編

『太陽と花園』は上記のように3度出版されている。フタバ書院版と二葉書店版は「同一内容である⁽⁹⁾」と解説されているが、実は上記のように収録数が異なるし同一内容ではない。フタバ書院版に収録の作品は16編、戦後の二葉書店版は14編で「古戦場の柳」と「ネプタ祭」が収録されていない。2作品は検閲で全文削除を命じられ収録できなかったからである。

ブラング文庫には削除になった2作品の該当頁・ゲラ刷と、「あとがき」の解説部分・ゲラ刷とが保存されていた。刊行本の「あとがき」には、収録作品は「十六編」と書かれたまま訂正されていない。

「古戦場の柳」は、1921(大正10)年の雨雀のはじめての童話集『東の国へ』に掲載されている。ブラング文庫に保存されていた雨

雀の作品解説（ゲラ刷）によると、「ヨーロッパ的な説話にヒントを得た」作品で、「我が国の封建末期の二人の少年の運命と結びつけて」書いたという。

武士の子である太郎と次郎は、大きな榎の木と弱々しい柳の木のある野原でよく遊んだ。やがて二人は元服し武士になる。戦いで城下の武士は残らず戦死。太郎、次郎は少年軍を組織し隊長となって戦う。しかし敵に攻められ退却を余儀なくされた少年兵たちは、切腹し小川の水を赤く染める。戦争が終り広場の榎の木は弾丸を受けて朽ちたが、柳の木は緑の芽を出していたという。

雨雀は「一見弱々しい柳の木が却って生命があった」こと、「植物の生命に対する賛美の気持ちが、理解されさえすれば」よいと解説している。しかし一方で、執筆しながら「会津若松藩の白虎隊の物語を連想」したとも述懐している。雨雀が言うように白虎隊を思わせるこの作品は、検閲で「封建思想の賛美」と受けとられたと考えられる。

「ネプタ祭」の初出は、1939（昭和14）年の「日本の子供」である。その後フタバ書院版に収録された。雨雀の中学時代の出来事を作品化したもので、ネプタ喧嘩で剣道の達人に斬られて死んだ中学生の話である。雨雀は「武士道の真の精神を、児童たちに伝えたい」と述べ、登場人物に「剣道というものは、人も斬らずに自分も斬られないために学ぶもの」と語らせている。

占領検閲期には、GHQ/SCAPによって剣道、柔道などの武道は禁止されていたし、ましてや喧嘩で人を斬ることなどは許されないとされたのではないか。「封建思想の賛美」と解釈されたと思われる。

4. 宮沢賢治・「蟻ときのこ」と「鳥の北斗七星」

宮沢賢治（1896～1933）が童話を書きはじめたのは、1918（大正7）年頃という。1921

（大正10）年は旺盛な創作活動を続けた年で、代表作の「注文の多い料理店」「どんぐりと山猫」「雪渡り」などの作品が生まれている。

「蟻ときのこ」

a. 「蟻ときのこ」

所収本：『やまなし』 太陽と草の本

出版社：日本書院（東京）

出版年月日：1946.12.15

検閲番号：7963

検閲年月日：1947.1.14

『やまなし』の「あとがき」には、賢治の童話の中から「花鳥に取材されたものの十編を撰んで収めた、いはば花鳥童話集」と記されている。

ブラング文庫所蔵のゲラ刷は、目次と「蟻ときのこ」本文の該当頁だけである。目次の表記は「蟻ときのこ」で、抹消線が引かれている。本文の表記は「蟻ときの子」で、どの頁にも大きなバツ印がある。出版社は、指示通り「蟻ときのこ」を削除し、代わりに「黒ぶどう」を収録・出版している。

b. 「蟻とキノコ」

所収本：『宮沢賢治』

編著者：森荘己池

出版社：杜陵書院（岩手）

出版年月日：1946.9.20

検閲番号：A - 55

検閲年月日：1946.10.22

『宮沢賢治』は、森荘己池が子どものために書いた賢治の伝記である。初版は1943（昭和18）年で小学館から出版された。戦後版は1946年（昭和21）年9月と1947（昭和22）年1月に杜陵書院から出版されている。

2003年に宮沢賢治イーハトーブ館で「森荘己池展」が開催された。「森荘己池展」図録の解説には「昭和21年9月20日と昭和22年5月22日同じ内容で盛岡杜陵書院から刊行」と

ある。確かに目次を見る限りでは同じ内容に思われる。賢治童話が掲載されているのは「十七 童話百篇詩千篇」の中なので、目次には作品名が記されていないからである。収録作品は、1946年版は「蟻とキノコ」、1947年は「どんぐりと山猫」である。

プランゲ文庫所蔵のゲラ刷から、1946年版の「蟻とキノコ」は検閲で全文削除を命じられていたことが判明した。『宮沢賢治』のゲラ刷は、表紙も含め綴じられた1冊分が保存されている。「蟻とキノコ」本文の154頁の上欄に「delete」、下欄に「Militaristic Expression」(軍国主義的表現)の書き込みがある。全文削除の理由と考えられよう。

1946年版「蟻とキノコ」の刊行本は、なぜかプランゲ文庫には所蔵されていないが、市販されていることがわかった。削除指示には従わず、「蟻とキノコ」を収録のまま刊行されていた。実際に「蟻とキノコ」が削除されているのは1947年版である。表紙も全く異なる1947年版には、「どんぐりと山猫」が収録されていた。1946年版では削除せず、1947年版で削除・出版したのはなぜなのか、その理由を詳らかにすることはできなかった。

「蟻ときの子」と「蟻とキノコ」は、同一作品である。原題は「朝に就いての童話的構図」で1933(昭和8年)に『天才人』に発表され、賢治が生前に発表した作品と言われている。蟻の子どもたちが突然生えたキノコに驚き、歩哨に教える。歩哨は子どもたちに連隊の中佐と測量部に報告するよう指示する。駆けつけた子どもに、中佐はキノコというもので問題はないと。子どもが帰りついたときキノコは崩れていたという短い物語である。

この話に登場する軍隊はどこかユーモラスな雰囲気をもつのだが、検閲では「軍国主義的」作品と判断され全文削除を命じられた。『やまなし』の「蟻ときの子」には、削除理由が記されていないが、同じ理由で全文削除を命じられたと考えられよう。

他にも占領検閲期に「蟻ときの子」を収録した童話集がある。1947年12月と1949年7月出版の『風の又三郎』(羽田書店)に収録された「蟻ときの子」は、検閲にパスしている。同じ作品がパスしたり、全文削除処分を受けたり、検閲する側の矛盾が浮彫りになった事例である。

「烏の北斗七星」

所収本：『注文の多い料理店』

出版社：杜稜書院(岩手)

出版年月日：1947.10.15

検閲番号：A - 6374

検閲年月日：1947.10.31

『注文の多い料理店』は、宮沢賢治(1896～1933)のはじめての童話集で賢治自身が編纂したものである。1924(大正13)年出版のこの童話集には、「注文の多い料理店」など9編が収録されている。戦後版・1947(昭和22)年の『注文の多い料理店』に収録されているのは8編で、「烏の北斗七星」がない。小倉豊文は「戦後一度、地方出版ではあるが同名の童話集の刊行されたことがあった。しかしその収録内容は賢治自身編纂したものと同一ではなかった⁽⁹⁾」と述べている。他の研究者たちも指摘しているが、なぜ「烏の北斗七星」が削られたのかについては、不明のままであった。

プランゲ文庫所蔵のゲラ刷から、「烏の北斗七星」は検閲で削除を命じられ、収録できなかったことが判った。ゲラ刷の65～66頁上欄には「delete 65 - 81」の書き込みがあり、どの頁にも削除を意味する大きなバツ印がある。またゲラ刷には、次の箇所に傍線が引かれている。

「義勇艦隊」「烏の艦隊」「演習はじめい

「二十九隻の巡洋艦」「大監督が

『大砲を撃てつ』と號令しました」

『大砲』『観兵式、用意い』『駆逐艦隊』

これらの検閲の痕跡をみると、いわゆる軍隊用語や軍隊言葉がチェックされている。「烏の北斗七星」は、賢治童話のなかでも軍隊や戦争を正面から描いた作品である。1921(大正11)年12月21日の作だが、賢治は烏を軍艦にたとえている。この烏の軍艦は巡洋艦や駆逐艦、砲艦などで編成されている近代軍艦であること。烏たちの使う軍隊用語や軍隊言葉がチェックされていること。そして「蟻ときのこ」が「軍国主義的表現」とされたことを考えあわせると、この作品が全文削除を命じられたことも頷けよう。「軍国主義的作品」と判断されたと考えられる。

「烏の北斗七星」も、占領検閲期に出版された他の児童書にも収録されていて「蟻ときのこ」と同様、検閲にパスしている「烏の北斗七星」もあった。1947年12月と1949年7月出版の『グスコブドリの伝記』(羽田書店)である。これら児童書の他に、次の図書に収録された「烏の北斗七星」も、検閲でパスしていたことがわかった。

『宮沢賢治名作選』上 松田甚次郎編
 杜陵書院 1946年5月
 『宮沢賢治全集第四巻』 十字屋書店
 1946年3月

同一作品が削除されたりパスしたり、「蟻ときのこ」と同様に、検閲する側の矛盾が浮き彫りになった事例である。

5. 新美南吉の「耳」

所収本：『牛をつないだ樁の木』
 出版社：中央出版(東京)
 出版年月日：1946.5.20
 検閲番号：836
 検閲年月日：1946.7.10

「耳」は、新美南吉(1913~1943)の昭和17年12月、病のなかで書いた作品である。初出は『少国民文学』1943年5月号で、同年9月に『牛をつないだ樁の木』(大和書店)に収

録・刊行された。

戦後版『牛をつないだ樁の木』(中央出版)は、大和書店版の紙型を使っての出版と言われているが、「耳」は収録されていない。なぜ「耳」が削られたのか、誰による削除なのかは不明のままであった。

保坂重政は「聖歌の指示によるものと思われます。」と述べている。保坂がそう推測したのは、次のような理由と思われる。『牛をつないだ樁の木』の編者・巽聖歌は、新美南吉を高く評価し、世に紹介することに力を注いだ人である。しかしその際、南吉作品に加筆、削除など改作したことで知られる。南吉の代表作は戦中に書かれたものが多く、戦時色の濃い作品もある。戦後出版の南吉童話集には、聖歌の改変による作品があることは、これまで研究者によって指摘されてきたし、聖歌自身も改変を認めている作品もある。

ブランゲ文庫に所蔵されていた「耳」のゲラ刷からは、二つのことが判明した。一つは、「耳」が検閲で削除を命じられ、戦後版に収録できなかったこと。もう一つは、末尾の次のような文を削って民間検閲局に提出していたことである。

いつもより、十糎ぐらゐ深く頭をさげて敬禮をし、校門をはいつた。

すると同級生の一人が近づて来て、かういつた。

「今朝な、日本は米國英國と戦争をはじめたぞ。」

久助君は立ちどまつた。そして相手の眼をまじまじと見た。

昭和十六年十二月八日の朝のことだつた。⁽¹⁰⁾

「耳」は「久助もの」と言われる少年小説だが、保坂が指摘するように「昭和十六年の十二月八日の太平洋戦争開戦の日を意識させる⁽¹¹⁾」作品でもある。末尾部分を削除しての提出は、いわゆる検閲を意識した自主規制とい

えよう。保坂の指摘のように、編集者・出版社の判断と考えるのが自然だが、現時点では特定できる資料はない。検閲を通そうと末尾を削除したと思われるが、それでもなお全文削除を命じられたのだった。グラ刷のどの頁にも削除を意味する斜線が引かれているが、112～113頁の18行の文が括弧で括られ、削除を強調するような波線が引かれている。

主人公の久助と村の子どもたち18人が、南京攻略の模擬戦をする計画を立てる場面で、文中には「南京攻略」「模擬戦」「参謀本部」「装甲自動車」「タンク」「軍用犬」「敵前上陸」「先頭」「トーチカ」「占領」「支那兵」「友軍」「斥候」など、いわゆる戦時用語が使われている。子どもの遊びとはいえ内容は南京攻略の模擬戦であり、戦時用語が多く使用されていることから全文削除と判断されたのではないだろうか。おそらく「軍国主義的宣伝」「大東亜共栄圏の宣伝」と解釈されたのであろう。軍国主義を一掃し民主主義を啓蒙するために検閲を実施したと言う GHQ/SCAP が、この作品を「削除」処分にしたのは想像に難くない。「耳」の場合は、検閲を受ける側が、自己規制を行っていたことが浮彫りになった事例である。

6. 「百合若」と「元服曾我」

所収本：『おとぎ草子物語』

出版社：小学館（東京）

出版年月日：1947. 3. 10

検閲番号：6584

検閲年月日：1947. 3. 27

円地文子（1905～1986）は小説家、劇作家として活躍したが、少女小説などの作品も多い。他に子どもの向けに古典などの再話を行っていて、『おとぎ草子物語』もその一つである。『おとぎ草子物語』の初版は1943年12月25日。小学館から少国民日本文学として

10,000部出版された。1944年11月5日の再版は8,000部で、表紙には文部省推薦と記されている。

『おとぎ草紙物語』には、「おとぎ草紙」と「舞の本」から選んだ六つの物語が収録されている。しかし戦後版には四つの物語しか掲載されていない。「百合若」と「元服曾我」がない。プラング文庫所蔵のグラ刷から、この二つの作品が、検閲で全文削除を命じられていたことが判明した。

古浄瑠璃などで語られてきた「百合若大臣」は、蒙古仇討ちをとげた百合若が家臣の別府兄弟に裏切られ、別府兄弟に復讐する話である。また「元服曾我」も仇討ち話としてよく知られた物語で、3歳で父と死別した稚児・箱王が、父の敵・祐経を知り仇討ちを考えながら成長。法師になる前日に兄・祐成と脱出し、元服して五郎時政となる話である。

検閲文書は見つかっていないが、いずれも復讐物語であることから「封建思想の賛美」と判断されたと考えられる。

おわりに

これまでとりあげた削除作品は、明治期、大正期、昭和・戦前戦後に活躍した作家の作品で、書かれた時代を色濃く映している。敗戦を境に価値観が変わり民主主義の時代になったというものの、人々の意識はそう簡単には変わるわけではない。検閲を通らないであろう作品を検閲に提出していることにも現れているといえよう。何を検閲されるか、考えもしないまま検閲局に提出していたとも思われる。とりあえず著名な作家の作品を再版することから、敗戦後の児童書出版が始まったと考えられる。

児童読み物で全文削除処分を受けたのは、復讐物語と、部分的であっても戦争や軍隊が描かれた作品であった。検閲要員が指針にしていた「掲載禁止・削除理由の類型」（資料

参照)と照合し、「封建思想の賛美」「軍国主義宣伝」と判断されたのであろう。こうした傾向は児童書だけではなく、堀場清子の『原爆 表現と検閲』(岩波書店)に掲載された統計表⁽¹²⁾からも伝わる。1947年4月21日から5月20日までに削除、発禁になった記事の理由で、多い順に記すと「封建思想の謳歌」378、「連合国最高司令部(あるいは地方部隊への言及)258、「軍国主義的宣伝」230件、「真実ならざる記述」226、「暴力や社会不安の扇動」219、「連合国最高司令部批判」131、「大東亜の宣伝」108となる。

検閲する側の矛盾も露呈していた。マニュアルに従って検閲しても、実際には検閲要員によって判断が異なり、同一作品が処分を受けたりパスしたりといったことが起こっている。俄かに雇用された検閲要員による検閲である。英語力はあったとしても、児童文学の専門家ではないし、検閲の専門家でもない。マニュアルに忠実に従ったとしても、検閲結果に差がでてくるのは当然のことといえよう。

検閲を受ける側の問題も浮彫りになった。検閲を通すために自主規制して作品を改変していること。編集者・出版社、作家が、検閲終了後も検閲処分を受けた事実を、今日に至るまで明かしてこなかったこと。なかには現在に至るまで、削除したまま復元されずに出版され続けている事例も見られる。調査を進めながら驚きを禁じ得なかったが、こうした対応にこそ、当時の出版関係者の言論・表現に対する意識が表れているとも考えられる。

児童出版物に限らず、GHQ/SCAPによる占領下の検閲について、解明されていないことが多い。今後も、児童出版物検閲について事例研究を続け、その全容解明に迫りたい。日本の児童文学・文化は戦中と戦後の二度、言論統制を経験してきた。内務省警保局とGHQ/SCAPによる検閲である。こうした経験が児童文学・文化にどのように影響し、どのような意味をもったのか、重い課題だが解き明かさなければならぬ課題だと考える。

〈資料1〉

|(13)|

趣 旨

聯合軍最高司令官は、言論の自由を確立せんが為 茲に日本出版法を發令す。
本出版法は言論を拘束するものに非ず寧ろ日本の諸刊行物に對し言論の自由に関し其の責任と
意義とを育成せんとするを目的とす。特に報道の眞實と宣傳の除去とを以て其の趣旨とす。本
出版法は舊に日本に於ける凡ゆる新聞の報道論説及び廣告にみならず、その他諸般の刊行物に
も亦之を適用す。

日本出版法

- 第一條 報道は嚴に眞實に則するを旨とすべし。
- 第二條 直接又は間接に公安を害するが如きものは之を掲載すべからず。
- 第三條 聯合國に關し虚偽的又は破壊的批評を加ふべからず。
- 第四條 聯合國進駐軍に關し破壊的批評を為し又は軍に對し不信又は憤激を招來するが如き記
事は一切之を掲載すべからず。
- 第五條 聯合國軍隊の動向に關し、公式に記事解禁とならざる限り之を掲載し又は論議すべか
らず。
- 第六條 報道記事は事實に則して之を掲載し、何等筆者の意見を加ふべからず。
- 第七條 報道記事は宣傳の目的を以て之に色彩を施すべからず。
- 第八條 宣傳を強化擴大せんが為に報道記事中の些末の事項を過當に強調すべからず。
- 第九條 報道記事は關係事項又は細目の省略に依って之を歪曲すべからず。
- 第十條 新聞の編輯に當り、何等かの宣傳方針を確立し、若しくは發展せしめんが為の目的を
以て記事を不當に顯著ならしむべからず。

一九四五年九月二十一日

米国太平洋陸軍總司令部
民事検閲部

〈資料2〉

検閲と削除の分類 (Categories of Suppressions and Deletions)

- 1 最高司令官批判 (Criticism of SCAP)
- 2 軍事 (極東) 裁判批判 (Criticism of Military Tribunal)
- 3 最高司令官による憲法起草という批判 (Criticism of SCAP Writing Constitution)
- 4 検閲への言及 (References of Censorship)
- 5 合衆国批判 (Criticism of U.S.)
- 6 ソ連批判 (Criticism of Russia)
- 7 英国批判 (Criticism of Britain)
- 8 朝鮮人批判 (Criticism of Koreans)
- 9 中国批判 (Criticism of China)
- 10 他の連合国批判 (Criticism of Other Allies)
- 11 連合国の一般的批判 (General Criticism of Allies)
- 12 満州国における日本人処遇の批判 (Criticism of Japanese Treatment in Manchuria)
- 13 連合国の対戦前政策批判 (Criticism of Allies' Pre-War Policies)
- 14 第三次世界大戦に関する論評 (Third World War Comments)
- 15 ソ連対西欧諸国の対立に関する論評 (Russia vs. Western Powers Comments)
- 16 戦争宣伝の擁護 (Defense of War Propaganda)
- 17 天孫降臨民俗宣伝 (Divine Descendant Nation Propaganda)
- 18 軍事主義宣伝 (Militaristic Propaganda)
- 19 国家主義宣伝 (Nationalistic Propaganda)
- 20 封建思想の賛美 (Glorification of Feudal Ideals)
- 21 大東亜 (共栄圏) 宣伝 (Greater East Asia Propaganda)
- 22 一般的宣伝 (General Propaganda)
- 23 戦争犯罪人の弁護の正当化 (Justification of Defense of War Criminals)
- 24 占領軍将兵と日本人との (男女の) 親密な関係描写 (Fraternization)
- 25 闇市取引の記述 (Black Market Activities)
- 26 占領軍批判 (Criticism of Occupation)
- 27 飢餓の誇張表現 (Overplaying of Starvation)
- 28 暴力または社会不安の煽動 (Incitement to Violence or Unrest)
- 29 真実でない (不正確な) 記述 (Untrue Statements)
- 30 最高司令官 (または地方部隊) への不適切な言及 (Inappropriate Reference to SCAP (or Local Units))
- 31 時期早尚な情報の公表 (Premature Disclosure)

(横手一彦著『被占領下の文学に関する基礎的研究』論考編 武蔵野書房 1996年 28 - 30頁より)

[注]

- (1) CIS: Civil Censorship 民間諜報局
- (2) CCD: Civil Censorship Detachment・民間検閲局。民間検閲支隊とも訳されている。
- (3) PPB: Press, Pictorial and Broadcast Division・出版・映画・放送課。出版・演芸・放送課とも訳されている。
- (4) 国際子ども図書館が調査を行った日本国内主要児童書専門機関は次の5カ所である。
国立国会図書館 国際子ども図書館
大阪国際児童文学館
東京都立多摩図書館
神奈川近代文学館
三康文化研究所附属三康図書館
- (5) 塚原亮一「秋田雨雀」『日本児童文学大事典』第1巻 大日本図書 1993年 11頁
- (6) 秋田雨雀「あとがき」の中の「古戦場の柳」(解説) 『太陽と花園』ゲラ刷 1947年 200頁
- (7) 森美紗監修『森荘己池展』 宮沢賢会イーハトーブ館 2003年 19頁
- (8) 小倉豊文「新しい古典復刻の弁」『注文の多い料理店』 角川書店 1996年 190頁
- (9) 保坂重政『新美南吉を編む』 アリス館 1997年 92頁
- (10) 新美南吉「耳」『校定 新美南吉全集』第2巻 大日本図書 1980年 344頁
- (11) (9)に同じ
- (12) 堀場清子『原爆 表現と検閲』 岩波書店 1995年 90頁
- (13) 「日本出版法」の日本訳は複数存在するが、この「日本出版法」はプランゲ文庫に所蔵されていたもので、初期の訳と思われる。英語版はタイプ印刷、日本語は手書の謄写印刷である。一九九六年八月一日メリーランド大学図書館で開催された「児童書オープニング」行事の折、参加者に配布されたものである。

[参考文献]

- 奥泉栄三郎編『占領軍検閲雑誌目録・解題』
雄松堂書店 1982年
- 堀場清子『原爆 表現と検閲』朝日新聞社
1995年
- 甲斐弦『GHQ 検閲官』葦書房 1995年
- 山本武利『占領期のメディア分析』法政大学
出版局 1996年
- 有山輝雄『占領期のメディア史研究』柏書房
1996年
- 横手一彦『被占領下の文学に関する基礎研究
資料編』武蔵野書房 1995年
- 横手一彦『被占領下の文学に関する基礎研究
論後編』武蔵野書房 1996年
- 鈴木三重吉『鈴木三重吉童話全集』第6巻
文泉堂書店 1975年
- 秋田雨雀『秋田雨雀自伝』新評論社 1953年
- 秋田雨雀研究会編『秋田雨雀 その全仕事』
共栄出版社 1975年
- 日本児童文学学会編『日本児童文学』1962年
10月号
- 恩田逸夫『宮沢賢治論』3 東京書籍 1981年
- 続橋達夫『注文の多い料理店研究』 学
芸書林 1989年
- 赤坂憲雄、吉田文恵『注文の多い料理店考』
五柳書院 1995年
- 宮沢賢治『校本 宮沢賢治全集』第12巻(本
文篇)(校異篇) 筑摩書房 1995年
- 新美南吉『校定 新美南吉全集』第2巻、別
巻、 大日本図書 1980~1983年
- 保坂重政『新美南吉を編む』アリス館 2000
年
- 麻原美子、北原保雄校注『舞の本』新日本古
典文学大系59 岩波書店 1994年
- 浅岡靖央『雑誌にみる読物と占領軍検閲』
その1・児童雑誌『戦後教育史研究紀
要』第7号 明星大学戦後教育史研究セ
ンター 1990年
- プランゲ文庫展記録集編集委員会編『占領期
の言論・出版と文化』 <プランゲ文庫

占領下の出版物検閲と児童文学

- >展・シンポジウムの記録 早稲田大学,
立命館大学 2000年
- 早稲田大学「占領下の子ども文化<1945~
1949>展」実施委員会編『占領下の子ども
文化<1945~1949>』メリーランド
大学所蔵・プランゲ文庫「村上コレクション
に探る」株式会社ニチマイ, 有限会
社スタッフ 2001年
- 鳥越信編『日本の絵本史』戦後絵本の歩み
と展望 ミネルヴァ書房 2002年
- 吉田裕編『文学』第4巻第5号・特集=被占
領下の言語空間 岩波書店 2003年
- 谷暎子「占領下の児童書検閲 壺井栄の「石
臼の歌」 『児童文学研究』第36号 日
本児童文学学会 2003年

[Abstract]

GHQ's Censorship and Japanese Juvenile Literature During the Postwar Occupation, 1945-1949

Eiko TANI

Under the Allied Occupation of Japan from 1945 to 1949, all Japanese books, magazines, and newspapers were subjected to censorship under the Press Code for Japan created by the GHQ (General Headquarters Far East Command). The juvenile literature written during this period was no exception. This paper sheds light on the nature of censorship under the Press Code during this period, as well as in what manners the Japanese publishers, editors, and authors coped with the tight publishing environment under the occupational rule. The Prange Collection of the University of Maryland, U.S.A. which preserves a variety of Japanese books and magazines published under the U.S. occupational rule was examined specifically for the juvenile books, magazines, and their galley drafts, to which GHQ did not grant publishing permission. The results suggest that there was no consistent criterion for granting publishing permission among the GHQ officials who conducted the censorship. The Japanese also used a variety of strategies to cope with the censorship policy: some voluntarily refrained from publishing materials that included controversial topics, while others ignored the authority's refusal of publishing permission. Since there is virtually no other record available on how the Japanese perceived the GHQ's censorship policy during this period, the examination of the above literature is important to understand the interaction between the GHQ authority and the Japanese concerning the freedom of expression under the occupational rule.